令和6年度 東部振興局 地域振興調整費執行方針 令和6年4月1日

東部振興局太田行政県税事務所

東部振興局における地域振興調整費の執行方針について、以下のとおりとする。

1 目的

地域の政策課題に機動的かつ柔軟に対応することにより、地域の振興及び活性化、コミュニティ機能の強化及び地域の問題解決等を図ることを目的とする。

2 対象事業

対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 地域総合行政及び地域振興行政の運営
- (2)地域の振興及び活性化、地域の課題解決、将来に向けた芽出し等に資する事業
- (3) 県政への県民参加を推進するための事業
- (4) その他、「地域調整費事務取扱要領」の第1で規定する目的を達成する ために必要な事業

3 補助事業

- (1) 対象事業
 - ・上記2(2) \sim (4)のいずれかに該当する事業であること。
 - ・なお、同一事業主体による同一事業に対する支援期間は原則1年とする。ただし、振興局長が特に必要と認めるものは、その限りではない。
- (2) 対象経費

事業の実施に要する経費

ただし、施設整備費、備品購入費及び人件費その他の経常的経費(団体の運営費、食糧費など)は対象外とする。

(3) 補助率及び補助上限額

補助率は原則補助対象経費の1/2以内とし、補助上限額は原則50 万円とする。

4 地域機関執行事業

(1)手続き等

振興局内の各事務所(教育事務所は除く)が地域振興調整費を活用し、事業を実施する場合は、県事業用事業計画書又は事業概要のわかる任意の様式を作成し、東部振興局に協議を行うものとする。

(2)執行額等

執行額の上限は特に定めず、振興局長の判断によるものとする。

(3)事業実績報告

各事務所は、事業が完了した際には、県事業用事業結果報告書又は任意 の様式により東部振興局に事業実績の報告を行うものとする。

※執行残額が発生する場合は東部振興局へその旨報告し、他の事業への流用は認めないものとする。